

# 小田原市下水道条例の一部改正及び小田原市下水道条例施行規程

## 1 改正の目的

本市を含めた酒匂川流域下水道に下水を排除している自治体では、各自治体の条例において、水質規制が必要な施設を設置している工場・事業場（以下「特定事業場」といいます。）から排除される下水の水質の基準を定めています。特に、製造業又はガス供給業の特定事業場から排除される下水の水質については、同条例においてさらにもう一段階厳しい水質基準を設け、規制の強化を実施しています。

条例による規制の強化は必須ではなく、必要最小限度の範囲で規定が可能とされているものであり、規制強化を廃止しても下水処理場から排出される処理水の水質が変わらないことや、規制緩和によって事業所撤退の抑制や新規事業所の誘致促進の一助となること、同じ神奈川県の相模川流域下水道においてはすでに平成23年にこの規制強化を廃止していること等から、神奈川県及び酒匂川流域の自治体において協議を重ね、水質規制強化を廃止し規制を緩和すべきであるとの結論に至りました。

上記の方針決定を受け、当該水質規制強化を廃止するため、小田原市下水道条例を一部改正するとともに、令和3年4月1日付けで水道事業及び下水道事業の組織統合等を行うことに伴い、同日付で現行の小田原市下水道条例施行規則を廃止し、同じ内容の施行規程を企業管理規程として制定する予定ですが、これに当たり、この意見募集の案の内容を反映させたものとしようとするものです。

## 2 改正の内容

### (1) 規制強化の廃止

水質規制の強化について規定している、小田原市下水道条例第7条第2項及び第7条の2第2項を削除します。

＜現在、市条例にて規制強化している対象項目及び規制強化廃止前後の比較＞

規制強化対象項目	現在（規制強化した状態）	改正後（規制強化の廃止）
温度	40度未満	45度未満
窒素3項目（※）	1ℓにつき125mg 未満	1ℓにつき380mg 未満
水素イオン濃度（pH）	5.7を超え8.7 未満	5を超え9 未満
生物化学的酸素要求量（BOD）	1ℓにつき5日間に300mg 未満	1ℓにつき5日間に600mg 未満
浮遊物質（SS）	1ℓにつき300mg 未満	1ℓにつき600mg 未満

（※）窒素3項目とは、「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量」を指します。

### (2) 水質規制の強化を前提として規定されている「水質加算使用料」を廃止

一部の使用者が大量かつ高濃度の汚水を排除すると、下水処理場での処理費用が余分にかかることとなります。「水質加算使用料」とは、大量かつ高濃度の汚水を排除する事業者に対し、市長が告示を行うことで上記の水質基準の適用除外とし、通常の下水道使用料に上乗せを行う制度です。

これは水質規制の強化を前提として規定されているものであり、(1)のとおり規制強化の廃止を行うと、水質加算使用料の対象に該当するものはなくなります。従って、規制強化の廃止に伴い「水質加算使用料」についても廃止するものです。

この制度について規定している、小田原市下水道条例第7条の3及び第14条の3を削除し、小田原市下水道条例施行規則第12条、第13条及び第14条を規程制定の際に削除します。

なお、平成15年以降に同制度を適用した実績はありません。

<水質加算について定める条例及び条例施行規則の条文>

**小田原市下水道条例**

(除害施設の設置等の適用除外)

第7条の3 前2条の規定は、市長が告示した区域内の当該公共下水道に当該水質の項目に係る下水を排除するときは、適用しない。

(使用料の加算)

第14条の3 第7条の3の規定が適用される使用者が、市長が定める水質及び量の下水を排除したときは、第14条第1項の使用料の額に、当該水質の下水を排除した量1立方メートルについて90円以内で市長が定める額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額を加算する。この場合において、使用者が排除した下水の水質及び量は、市長が認定する。

**小田原市下水道条例施行規則**

(加算使用料徴収の対象)

第12条 条例第14条の3の規定により市長が定める下水の水質及び量は、次の表に掲げるところによる。

生物化学的酸素要求量が1リットルにつき5日間に 300 ミリグラムを超え 600 ミリグラム未満	2月当たりの排除量が1,000立方メートルを超えるもの
浮遊物質量が1リットルにつき 300 ミリグラムを超え 600 ミリグラム未満	

(加算使用料の額)

第13条 条例第14条の3の規定により市長が定める額は、次の表の左欄に掲げる下水の濃度に応じ同表の右欄に掲げる金額とする。

下水の濃度 (F)	金額 (1立方メートルにつき)
200 まで	30 円
200 を超え 400 まで	60 円
400 を超え 600 まで	90 円

(備考) 下水の濃度は、次の算式により算定した数値とする。  $F = B + S$

F 下水の濃度

B 下水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき5日間に 300 ミリグラムを超えた場合の超過量

S 下水の浮遊物質量が1リットルにつき 300 ミリグラムを超えた場合の超過量

(水質の認定)

第14条 条例第14条の3の規定による水質の認定は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第11条の2及び法第12条の3又は法第12条の4の規定による届出の内容を考慮して行うものとする。

- 2 市長は、必要と認めるときは、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第2条の試料を採取し、その試料を分析して水質の認定を行うことができる。
- 3 前項の試料の分析は、下水の水質の検定方法等に関する省令に定める方法による。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定により水質の認定を行った場合は、その結果を小田原市公共下水道水質認定通知書(様式第10号)により使用者に通知する。

### 3 改正による影響の有無など

規制強化を廃止しても、下水処理場から排出される処理水の水質は変わらず、周囲の環境に影響を与えることはありません。規制強化されている各項目が下水道施設に与える影響や、規制強化の廃止によって生じる影響の有無については下表をご覧ください。

＜各項目が下水道施設に与える影響や、規制強化の廃止によって生じる影響の有無＞

規制強化対象項目	下水道施設に与える影響	規制強化の廃止によって生じる影響
温度	高温排水は下水道管の腐食を促進させます。また、下水道管渠内での作業を危険にします。	規制強化廃止後の基準は「45度未満」となりますが、管に腐食を及ぼすほどの水温ではありません。例えば、塩化ビニル製の管の耐熱温度は一般的に 60～80度と言われており、規制強化を廃止したとしても大きな影響が生じることはありません。
窒素3項目 (アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素)	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の含有量を指します。高濃度になると下水処理場の処理機能が低下します。	現在当該物質を排水に含む事業場でも、多いときで 10mg/ℓ未満に留まり、基準値を大きく下回っていることから、規制強化を廃止したとしても大きな影響が生じることはありません。
水素イオン濃度 (pH)	酸性排水は、金属、コンクリート製の下水道管の腐食を促進させます。他の排水と混合すると有毒ガスが発生することがあります。	規制強化廃止後の基準は「5を超え9未満」となりますが、元々の規制強化の度合いも小さいものであり、規制強化を廃止したとしても大きな影響が生じることはありません。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表した数値です。高濃度になると下水処理場の処理機能が低下します。	現在市内にある多量排水工場・事業場については、そのほとんどが規制強化後の基準値を大きく下回っており、現時点で極端な希釈を実施してもいないことから、規制強化を廃止したとしても大きな影響が生じることはありません。
浮遊物質 (SS)	水中に浮遊する粒子径 2mm以下の不溶性物質の量を表した数値です。高濃度になると下水処理場の処理機能が低下します。	

### 4 施行年月日

令和 3 年 4 月 1 日 (予定)